

議案第八十七号

港区住宅駐車場の管理に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十一月二十七日

提出者 港区長 清 家 愛

港区住宅駐車場の管理に関する条例の一部を改正する条例

港区住宅駐車場の管理に関する条例（平成十年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表シテイハイツ桂坂駐車場の項中「四十七区画」を「三十九区画」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

シテイハイツ桂坂駐車場の駐車区画数を変更するため、本案を提出いたします。